大阪府農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

大阪府

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

大阪府には周辺山系から市街地にかけて、農地、里山、ため池や水路などが一体となった「農空間」が広がっており、新鮮で安全な農産物を府民に提供するとともに、洪水の抑制やヒートアイランド現象など良好な都市環境づくり、心安らぐ景観の形成、農業に親しむことを通じた子どもたちの健全な育成など、農業の有する多様な公益的機能を発揮している。

しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、地域コミュニティーの脆弱化等により、この多面的機能の維持が困難になってきている。

このような現状と課題を踏まえ、府では、平成20年4月に、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全に関する条例(以下、「府条例」という。)を制定し、農業者、農業団体、府民とともに遊休農地解消対策に取り組むなど多面的機能の発揮に取り組むこととしている。

具体的な取り組みとして、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(以下、「法という。」)第3条第3項第1号に揚げる事業(以下、「多面的機能支払」という。)、第2号に掲げる事業(以下、「中山間地域等直接支払」)、第3号に揚げる事業(以下、「環境保全型農業直接支払」という)及び第4号に揚げる事業を推進する。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

1 推進すべき区域の設定

国の基本指針においては、「この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定する。」こととしている。

このため、推進すべき区域の設定にあたっては、多面的機能支払・中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に包含し、それぞれの事業が連携し、その取組が効果的に実施されるよう、市町村が促進計画において地域の実情に応じた区域の設定を行う。

2 区域の対象とする農用地

(1) 多面的機能支払の区域の対象とする農用地

大阪府知事が府条例第14条第1項に基づき指定した農空間保全地域内に存する農地を対象とする。

(2) 中山間地域等直接支払の区域の対象とする農用地 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法 律第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域、棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域とする。

(3) 環境保全型農業直接支払の区域の対象とする農用地

農業振興地域の整備に関する法律第6条に基づき指定した農業振興地域内に存する農用地及び生産緑地法第3条第1項に定める生産緑地地区内に存する農用地 を対象とする。

3 重点区域の指定

法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域(以下「重点区域」という。)は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域の設定

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上や、土地の地番等によりその範囲が特定できるように設定することとする。

- 2 促進計画の目標の設定 少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定する。
- 3 促進計画の区域内で実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項 当該市町村において実施を促進する多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境 保全型直接支払を記載する。
- 4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上や土地の地番で、その区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項 その他計画の実施にあたって市町村が必要と認められる事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

国の基本指針においては、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取

組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、このためには、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を各都道府県において整備することが必要であるとしている。

本府においては、以上を踏まえ、多面的機能支払について、実施市町村、農業団体等 多様な主体が参画する推進体制として、「大阪府農空間保全地域協議会」を設置し、農 業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に 資することとする。

また、法に基づく施策が計画的かつ効率的に実施されるよう、多面的機能発揮促進事業の毎年度実行状況の点検及び対象組織の取組の評価等を行うため、第三者委員会を設置する。